

令和 7 年度 稲敷市議会だより作成印刷製本業務委託（単価契約）仕様書

1 業務名 令和 7 年度 稲敷市議会だより作成印刷製本業務委託（単価契約）

2 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

（１）稲敷市広報紙の編集・印刷・製本・納品及びこれらに関わる付帯業務

- ① 市からのデータ提供
- ② 原稿の編集・レイアウト
- ③ 校正
- ④ 納品

●入稿方法は次のとおりとする。

次のデータをインターネットで入稿。

- ① 記事：市で用意する。データ形式はテキストファイル、Word ファイル、Excel ファイル、PDF ファイルなど、PC 上で取り扱えるもの。
- ② 写真：市で用意する。使用枚数は変動。原稿にはカラー写真を使用。受注者が印刷用画像ファイルに加工。
- ③ イラスト：使用数は変動。市で用意する場合もあるが、原則として受注者が作成。

●データ形式は次のとおりにする。

- ① 提出方法：インターネットを通じて提供。指定したアップローダーからデータをダウンロードして使用すること。
- ② 使用ソフトウェア：レイアウトソフト：InDesign（Windows 版）
イラストソフト：Illustrator
画像ソフト：Photoshop など
※ バージョンは当市使用のものに準ずる。
- ③ 使用書体：ヒラギノ明朝 ProN W3、W6
ヒラギノ角ゴ ProN W3、W6、W8
ヒラギノ丸ゴ ProN W4
ヒラギノ UD 角ゴ（W3、W4、W5、W6）
ヒラギノ UD 明朝（W4、W6）
ヒラギノ UD 丸ゴ（W3、W4、W5、W6）
ほか、視認性の高いものとする。
- ④ 校正作業：原則 5 回程度とする。すべての校正料は無料とする。また、校正データ（PDF、InDesign）を発注者へ提供し、最終的に発注者による下版の確認後に印刷作業に移る

こととする。

4 基本事項

- | | |
|-----------|---|
| ① 発行回数 | 3 回（令和 7 年 8 月 1 日号から令和 8 年 2 月 1 日号まで） |
| ② 発行日 | 発行月の前月第 4 木曜日 |
| ③ 発行部数 | 各号 14,300 部 |
| ④ データ提供時期 | 納入期限日の 2 営業日前 |
| ⑤ 納入場所 | 稲敷市役所 |
| ⑥ 納品 | 発行月第 4 火曜日（当日が祝日の場合は別途協議）までに指定する数に分けて指定する棚に納入。あわせて納品物の電子データファイル（PDF 形式）を、データにて発注者へ納品する。 |
| ⑦ 支払い | 各号の編集費用及び契約単価に印刷部数を乗じた印刷製本費用を議会日より発行ごとに後払いとする。 |

5 規格

- | | |
|--------|------------------------|
| ① 仕上がり | A4 判（裁ち落としあり・右開き・両面印刷） |
| ② ページ数 | 18～22 ページ（平均 20 ページ） |
| ③ 刷り色 | 4 色刷り（フルカラー） |
| ④ 紙質 | マットコート A 判 44.5 kg |
| ⑤ 印刷方式 | オフセット印刷（両面） |
| ⑥ 製本 | スクラム製本・パンチ穴を空ける（右 2 穴） |

6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次の各号に定めるところによる。

- ① 本業務の受注者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権・翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利並びにその他の知的財産権は、すべて発注者に無償で譲渡するものとする。
- ② 成果品について、受注者その他第三者が著作者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、発注者及び発注者の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- ③ 発注者は、成果品を自由に使用し、また、これを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。
- ④ 受注者は、発注者の了解のもとに、成果品を使用することができる。
- ⑤ 本業務の遂行にあたり受注者が独自に作成した著作物についても成果品として発注

者に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは①～④の規定を準用する。

7 その他

- ① 上記仕様は、発注者側の都合により協議の上変更する場合がある。突発的な事由等により刷り直しなどが発生した場合は、発注者と受注者ですみやかに協議し対応を決定する。
- ② 当初の予定にはない号外（選挙や災害など）を発行する場合、あるいは本仕様書に掲載されていない項目については、発注者と受注者で協議の上決定する。
- ③ 作成に使用したデータ及び成果物に関する著作権は発注者に帰属するが、受注者は、発注者の了解のもとに成果品を使用することができる。詳細については、協議によるものとする。
- ④ 入札方法について、本契約は単価契約とするものとし入札書には 1 ページあたりの単価を記載すること。なお、金額は消費税相当額を含めず、少数点以下第 2 位まで記入すること。

(例) 1 円 82 銭→1.82 円

2 円 50 銭→2.50 円

内 訳 書

令和 7 年度 稲敷市議会だより作成印刷製本業務委託（単価契約）

印 刷 一式
(16～22 ページ、A4・2 つ折、4 色刷り、14,300 部印刷)
納 本 一式
(発行日前月の稲敷市配布指定日（第 4 木曜日）の 2 日前)

単 価 1 ページ当たり 円 (20 ページ)

消費税 円

金 額 1 ページ当たり 円